

文化 ス ポ ー ツ 複 合 施 設 版

目次

1. 本手引きについて	……P. 2
2. 使用できる施設	……P. 2
3. 使用上の注意	……P. 3
4. 使用について	……P. 4
5. 使用の変更・中止について	……P. 6
6. 窓口について	……P. 6
7. 緊急時の対応について	……P. 7

1. 本手引きについて

市の体育施設は矢板市が所有している公有財産ですので、施設を使用する際には使用申請と教育委員会による許可が必要です。

本冊子は矢板市文化スポーツ複合施設の使用について、利用申込等に関する流れをまとめ、円滑にご利用いただくための手引きとして作成いたしました。

利用者の皆様、関係者の皆様に運営の参考としてご活用いただければ幸いです。

2. 使用できる施設

体育施設名	時間	申請先
アリーナ	9：00～22：00	文化スポーツ複合施設 0287-46-5283
多機能ホール		
控室		
研修室1、2、3		
トレーニングエリア		
ランニングコース		
シャワー		

矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例第9条関係

3. 使用上の注意

各団体が気持ちよく施設を使用することができるように、使用の際には以下の点に注意するよう、周知徹底してください。

1. 下履きと上履きを区別し、上履きのまま外へ出ないでください。また、下履きのまま上がらないでください。
2. 施設の内外を問わず全面禁煙です。
3. 備品は大切に使用してください。使用した場合は、必ず元の位置に戻してください。
4. 使用後は必ず後片付け・清掃を行ってください。
5. 使用後はすべての窓や出入口が施錠されているか確認してください。
6. 電気・水道等の節約にご協力ください。
7. 使用時間は準備片づけ等全て含めた時間です。余裕をもって終了し、後片付けを行ってください。
8. ゴミ等は各自持ち帰ってください。
9. 幼児等の行動については、保護者が責任を持ってください。
10. 使用中のケガや事故・盗難などについては責任を持ちかねますので、安全確保や保険への加入は使用団体で対応してください。
11. 無断で設備や用具を移動したり、所定の場所以外に立ち入ったりしないでください。
12. 使用中に建造物・設備・その他の器具等を破損・紛失した場合は、施設管理者へすみやかにご連絡ください。(故意・過失の程度によっては全額負担していただきます)
13. 室内用ボール以外の使用は禁止です。また、金属バッドの使用、サッカー、フットサルも禁止です。
14. 窓口申請後のキャンセルは、施設管理者へすみやかにご連絡ください。申請前の場合、予約システムから予約の取り消しができます。
15. 火気の使用は禁止です。
16. 使用後は必ず照明を消してください。
17. ペットなどの動植物の持ち込みは禁止です。
18. 市の行事、施設・設備の状況等により、許可後であっても、急遽使用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

4. 使用について（矢板市文化スポーツ複合施設予約システム）

(1) 使用者登録

施設を使うためには、個人または団体の使用者登録が必要です。記載の QR コードから予約システムよりご登録ください。

使用者登録の承認については、2、3 日時間を要します。

登録後は、インターネット上の予約システムから施設の空き状況の確認、仮予約、仮予約のキャンセルができるようになります。ただし、予約の変更はシステムの仕様上できません。お取り直しとなります。予約のキャンセルは利用日の前日まで可能です（利用時間の変更も同様となります。）

なお、中学生以下が使用を希望する場合は保護者が登録、申請を行ってください。

※電話で空き状況の確認はできますが、予約は受け付けません。



(2) 使用申請、使用料の支払い

予約システムで仮予約後、3 日前までに窓口で使用申請し、使用料をお支払いください。支払い後、使用許可書と領収書を受け取ってください。

(3) 中学生以下、高校生の使用料について

矢板市内に在住し、若しくは矢板市内の学校に在学している中学生以下及び高校生の使用料は下記のとおりとなります。使用料が減免となるため、市内の小中高生であることが分かるものの提示を求める場合があります。

	区分	負担割合	備考
中学生以下	全ての使用料	平日 50% 休日の 17 時以降 50%	指導者その他管理者がいない場合は使用できません。
高校生	全ての使用料	平日 50% 休日の 17 時以降 50%	学生証を提示してください。

(4) 障がい者等の使用料について

障がい者、構成員の半数以上が障がい者の団体及び障がい者スポーツの指導者、ボランティア等を育成する団体並びに特別支援を行う学校の使用料は、下記のとおりとなります。使用料が減免となるため、身体障害者手帳、養育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の提示を求める場合があります。

	区分	負担割合	備考
障がい者等	全ての使用料	全日 50%	障がい者 1 名につき介助者 1 名。団体利用については、この限りでない。

(5) 鍵の貸出

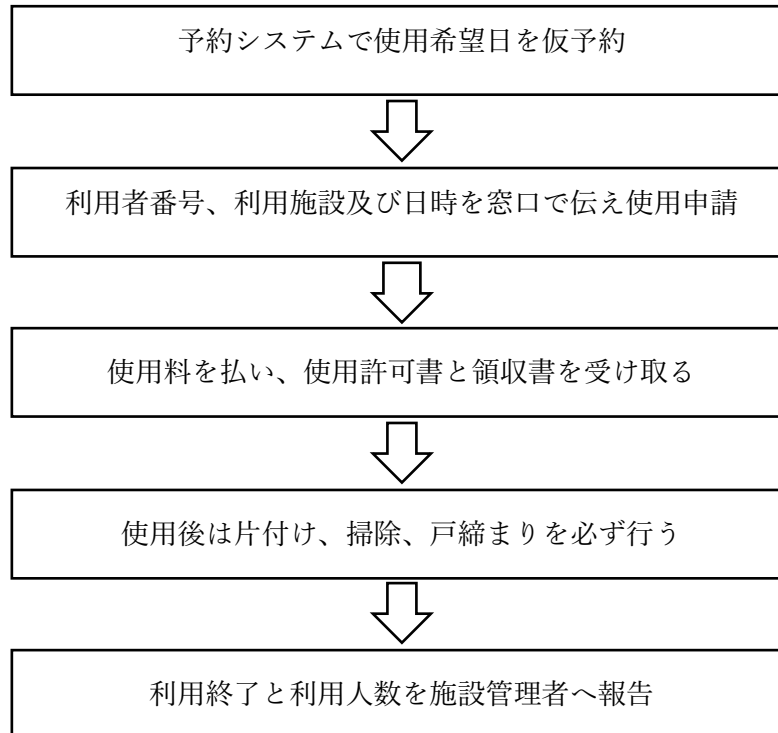
鍵の貸出はございません。使用する場所の開錠・施錠は施設管理者へお問い合わせください。

(6) 使用日当日

許可を得た時間は準備・片づけを含めたものです。P.3の使用上の注意を熟読のうえ、使用後はモップがけ等原状回復に努めてください。また、団体の荷物は都度持ち帰ってください。

(7) 使用後の報告

施設の使用後は必ず管理室の施設管理者へ利用人数を報告してください。



(8) 使用料の減免申請について

体育施設は受益者負担を原則として使用料をいただいております。

体育施設の使用料については、事前に教育委員会が認めた場合は減免となる場合があります。

減免を希望する団体は次の書類を提出し、教育委員会の審査・許可を受けてください。
なお、全ての申請が減免を受けられるとは限りません。

提出書類（様式は生涯学習館窓口）

- (ア) 減免使用団体登録申請書又は減免使用申請書
- (イ) 団体の会則、要項など活動内容がわかるもの
- (ウ) 会員名簿
- (エ) 指導者名簿
- (オ) その他教育委員会が必要と認めた資料等

※定期利用団体は（ア）（エ）のみで結構です。

※書類に不備がある場合には、承認に時間がかかることがありますので、よくご確認の上ご提出ください。

5. 使用の変更・中止について

矢板市文化スポーツ複合施設予約システム上の仮予約の場合はシステムで取り消しができますが、申請後に使用の変更・中止をされる場合は、すみやかに施設管理者にご連絡ください。

使用料の還付について

すでに使用料をお支払いいただいている場合は、下記のと通りの対応となります。

変更・中止理由等	還付額	備考
1日～当日のキャンセル	還付無し	使用したものとします
2日前までのキャンセル	半額	翌月申請時に振替が可能です
施設の都合によるもの	全額	災害時、警報発令時など

6. 窓口について

申請窓口は、矢板市文化スポーツ複合施設となっております。

受付時間：全日 9:00～22:00

年末年始（12月29日から1月3日） 休館

7. 緊急時の対応について

事故が発生した場合、慌てずに落ち着いて対処してください。

参加者の安全確保を第一とし、怪我人等がいる場合は応急処置を行う、119 番をする等の対応をしてください。

また、日頃から緊急時の対応について団体内で話し合いの場を持ち、適切な初期対応をとれるよう努めてください。

物損してしまった場合、または発見した場合は後に使う方の安全のためにも、程度に関わらず施設管理者へ必ず連絡してください。

制作・発行

矢板市文化スポーツ複合施設共同事業体

〒329-2162 矢板市末広町 49-1

Tel 0287-46-5283

矢板市教育委員会事務局教育部生涯学習課 スポーツ推進室

〒329-2165 矢板市矢板 106-2

Tel 0287-43-6218 Fax 0287-43-4436

E-mail sports@city.yaita.tochigi.jp